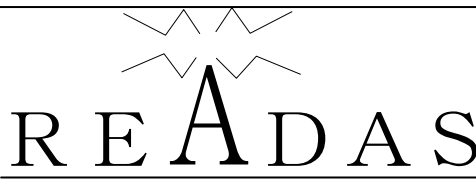


第 4443 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 3月14日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 妻に支払った給与

**Q**：私は、昨年8月に脱サラして開業しました。妻には手伝ってもらっていますので、給与を支給しています。この給与は事業所得の必要経費になりますか？なお、妻と私は生計を一にしています。

**A**：「青色申告承認申請書」と「青色事業専従者給与に関する届出書」を開業から2ヶ月以内に提出している場合には必要経費に算入できます。

### 【解説】

所得税では、生計を一にする配偶者やその他の親族に対して給与を支給しても、原則として、その金額は事業所得の必要経費に算入できず、次の場合に限り、必要経費に算入することが認められています。

①青色申告者の場合で生計を一にする親族がその事業に専ら従事する場合

実際に支払った給与の金額で労務の対価として相当であると認められた金額(青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている金額の範囲内の給与に限られます)

②白色申告者の場合で生計を一にする親族がその事業に専ら従事する場合

事業専従者控除として一定の金額

なお、②は事業に専ら従事する期間が年を通じて6ヶ月超でなければ適用がありませんが、①は6ヶ月以下であっても開業が年の中途であった場合等には適用され、従事できると認められる期間の2分の1超の期間を従事すれば認められることとなっています。したがって、①に該当すれば必要経費になります。

